

地域で安心して暮らすために最低賃金の引き上げを求める会長声明

今年の春闘では正社員の賃上げ率は平均5%を超え、1991年以来、33年ぶりの高水準であるといわれている。しかしながら、これら賃上げの波及効果は地方や中小企業に広く及んでいるとは言い難い。

物価の高騰により長期間に渡り実質賃金が連続で減少している我が国の状況においては、最低賃金制度のセーフティーネットとしての機能を実効的なものとさせ、少なくとも労働者がフルタイムで働けば、それだけで安心して暮らせる賃金水準にすることが必要である。

しかしながら、厚生労働省が発表した「地域別最低賃金の全国一覧」によると、令和5年度の最低賃金の全国加重平均額は1004円にとどまり、長野県はそれを大きく下回る948円となった。仮に、全国加重平均額の時給1004円で、法定労働時間（1日8時間、週40時間）で年52週働いたとしても、年収208万8320円にしかない。

これに対し、令和2年に長野県労働組合連合会が行った最低生計費試算調査によれば、長野市在住25歳男性、独身、一人暮らし、軽自動車所有の場合、一ヵ月に必要な最低金額（最低生計費）は、25万4812円であった。これは、上記法定労働時間で時給換算すると、時間給1470円となり、令和5年度の最低賃金の水準では遠く及ばず、安心して暮らせるだけの賃金水準には到底達していないことになる。

そして、最低賃金の日本全体における地域間格差は依然として解消されておらず、東京都（1113円）と長野県（948円）を比較しても165円の開きがあり、上記法定労働時間で乗ずれば、年間で34万3200円もの差が生じる。しかしながら、公共交通機関が完備されているとは言いがたい本県においては車の所有が必須で、上記最低生計費試算調査によれば、車の所有を踏まえた最低生計費はむしろ長野県が東京都を上回るという報告すらある。賃金の地域間格差は人口の流出に繋がり、過疎化による地域の崩壊をも招くものであり、全国一律最低賃金制度を実現する必要性は高い。

一方で、原材料価格や光熱費等の上昇が著しい中で、最低賃金の引上げが企業経営に影響を与えることは明らかであり、円滑な企業運営ができるよう配慮することも必要である。特に、中小企業にとっては、最低賃金の上昇を含むコストの上昇分を取引先や販売価格に十分に転嫁できないとの報告もなされており、企業運営を取り巻く状況は厳しさを増す一方である。そこで、中小企業にとって大きな負担となっている社会保険料の事業者負担の抜本的見直し、補助金・助成金制度の拡充、元請企業と中小下請企業間においてこれまで以上に公正な取引が確保されるよう法整備を加速させるなど、さらなる中小企業支援策を講じる

ことが急務である。

厚生労働省が行った令和4年の国民生活基礎調査によれば、生活意識について、令和4年に大変苦しい、やや苦しいと回答した世帯は、全世帯の51.3%にも上り、労働者、住民は、依然として日々不安の中で暮らしている。特に不安定な労働条件にある非正規労働者においては、ダブルワークやトリプルワークを強いられる者も多く、極めて深刻な事態に陥っており、早期に最低賃金の引き上げがなされるべきである。

以上より、当会は、国に対し、全国一律最低賃金制度の実現と中小企業への十分な支援策を講じるよう求めるとともに、地域で安心して暮らせるだけの最低賃金の実現に向け、中央最低賃金審議会及び長野地方最低賃金審議会に対し、最低賃金の大幅な引き上げを答申すべきことを求める。

2024年(令和6年)6月12日

長野県弁護士会

会長 山 崎 勝 巳